

## 企業取引研究会報告書のポイント

### 1 役務の委託取引の公正化の必要性

#### 基本認識

中小企業に不当な不利益を与える優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に厳正かつ積極的に対処し、「ルールある競争社会」を実現することが競争政策上、重要な政策課題。

#### 取引の公正化の枠組み

物品の製造又は修理委託の公正化  
下請代金支払遅延等防止法（下請法）

役務の委託取引の公正化  
独占禁止法（役務ガイドライン）

#### 我が国経済のサービス化

産業構造の変化（第三次産業の比重の拡大）  
規制緩和の進展やITの発展等によるサービス市場の発展・拡大の加速化

#### 新たな規制の枠組みの確立の必要性

「ルールある競争社会」の実現のために、下請法及び独占禁止法が相互に補完しあいながら、役務の委託取引の公正化のために有効に機能するような新たな規制の枠組みの確立が必要。

### 2 主な検討結果

#### (1) 経済環境の変化に即応した下請法の規制の在り方

##### 1 下請法の対象範囲の見直し

##### (1) 役務の委託取引を下請法の対象に追加

事業者が業として提供する役務について、その役務の全部又は一部を他の事業者に委託すること等＜役務提供委託＞（運送、ビルメンテナンス等）

事業者が業として行う成果物の作成又はその成果物を構成する成果物の作成を他の事業者に委託すること等＜成果物作成委託＞（放送番組制作、ソフトウェア開発等）

##### (2) 金型の製造委託全般を下請法の対象に追加

##### 2 下請法の規制の実効性を高めるための検討事項

親事業者の禁止行為類型の見直し（役務の利用強制、労務提供の強制等の追加）

勧告の内容の公表

発注書面不交付、検査妨害・虚偽報告等に対する罰金の上限額の引上げ 等

#### (2) 経済環境の変化に即応した下請法の運用の在り方

下請法の運用について、経済環境の変化に即応し、また、役務の委託取引の拡大に対応したものとすよう、運用基準等を見直しを図ることが必要。

下請法の執行体制の整備・拡充

#### (3) 独占禁止法による対応

役務の成果物（コンテンツ）の権利の帰属に関する問題について、どのような行為が優越的地位の濫用に該当するか明確化を図るため、役務ガイドラインの改訂を検討。

下請法の対象とならない取引については、特殊指定を活用するなど、独占禁止法に基づく優越的地位の濫用行為の規制の実効性を高めることを検討。

## 第1 役務の委託取引の公正化の必要性（総論）

### 1 基本的な考え方

- (1) 公正取引委員会においては、平成13年に「21世紀における競争政策のグランド・デザイン - 市場の番人としての機能の十全な発揮のために - 」が公表され、「構造改革の流れに即した法運用」、「競争環境の積極的な創造」及び「ルールある競争社会の推進」という3つの政策運営の基本方針が掲げられた。
- (2) このうち、「ルールある競争社会」とは、例えば、事業規模の小さい企業が取引上の地位が劣位であるが故に不当な不利益を受けることなく、自由かつ自主的な判断に基づいて大企業に伍して競争を行っていくことができる市場環境のことを指す。これを実現するためには、中小企業に不当な不利益を与える優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対し、公正取引委員会が厳正かつ積極的に対処することが不可欠である。この旨は規制改革推進3か年計画等の累次の閣議決定においても明記されており、「ルールある競争社会の推進」は競争政策上の重要課題と位置付けられている。

### 2 役務の委託取引の公正化の必要性

- (1) 我が国の産業構造は、次第に製造業からサービス業をはじめとする第3次産業へとその重心を移行させてきており、このようなサービス化の傾向は、とりわけ近年の規制緩和の進展やITの発展等を契機とする新たなサービス市場の発展等によって、更に加速している。
- (2) 我が国の経済社会において、「ルールある競争社会」を実現するためには、物品の製造又は修理委託取引と同様に、役務の委託取引の分野についても、優越的地位の濫用行為に対して適切に対処し、取引の公正化を図ることが求められている。

### 3 優越的地位の濫用行為に対する規制の枠組み

- (1) 優越的地位の濫用行為は、独占禁止法とその補完法である下請法によって規制している。物品の製造又は修理委託における優越的地位の濫用行為に関しては、下請法が適用され、製造業を中心とする下請取引の公正化という役割を果たしているが、役務の委託取引については、一般に下請法の対象でないところ、独占禁止法の優越的地位の濫用規制により対処している。
- (2) 下請法は取引を公正化し、中小企業が活躍できるフェアな競争環境を整備する上で有効な枠組みであるが、その対象範囲は、昭和31年の制定当時から製造を中心とする下請取引に限定されており、経済環境の変化に十分対応したものとなっていない。役務の委託取引においては、取引条件の書面化が十分進展しておら

ず、また、受託者から公正取引委員会に情報提供することは困難であるので、役務の委託取引の公正化を図るためには、取引当事者間の取引条件の書面化の義務付け、積極的な調査及び違反行為に対する簡易・迅速な処理を備えた規制の枠組みが求められている。

#### 4 役務の委託取引の公正化のための新たな枠組みの確立等

- (1) 物品の製造又は修理委託を対象としている現行の下請法の対象範囲を見直し、一定の役務の委託取引を下請法の対象とするとともに、下請法の対象とならない役務の委託取引に対しては、独占禁止法の規制の実効性を高める措置を講じることにより、独占禁止法及び下請法が相互に補完しあいながら、役務の委託取引の公正化のために有効に機能するような枠組みを確立することが必要である。
- (2) また、役務の委託取引を対象とするように下請法を見直す際には、主として製造業の下請取引を対象としている現行の下請法の規定及び運用について、役務の委託取引の実態にも適合するように見直すことが必要である。
- (3) 併せて、次のような事項について所要の見直しを図り、下請法の実効性を向上させるとともに、現行の下請法の運用についても、下請取引の多様化、ITを活用した新しい取引手法の出現等の経済環境の変化に即応したものとすよう、不断に見直しを図ることが必要である。

親事業者の違反行為類型（下請法第4条）の見直し

違反行為に対する勧告（下請法第7条）の公表

書面不交付等に対する罰金（下請法第10条等）の上限額の引上げ 等

## **第2 経済環境の変化に即応した下請法の在り方**

### 1 下請法の適用範囲の見直し（下請法第2条）

#### (1) 役務の委託取引への拡大

ア 我が国の経済環境の変化に対応し、役務の委託取引のうち一定の行為類型を下請法の対象とすることとし、現行法が対象としている取引類型を踏まえて、例えば、次のような役務の委託取引の類型を対象とすることが適当である。

事業者が業として提供する役務について、その役務の全部又は一部を他の事業者に委託すること（事業者が自ら利用する役務を業として行う場合に、その役務の一部を他の事業者に委託することを含む。）（例：貨物自動車運送、海上貨物運送、ビルメンテナンス等）

事業者が業として行う成果物の作成又はその成果物を構成する成果物の作成を他の事業者に委託すること（事業者が自ら使用する成果物の作成を業として行う場合に、その成果物又はそれを構成する成果物の作成を他の事業者に委託することを含む。）（例：ソフトウェア開発、放送番組制作、広告制作等）

イ 建設業における建設工事請負については、建設業法により、建設業の特殊性を踏まえ、下請負契約の締結の義務付け、下請代金の支払遅延、下請代金の減額等の行為を禁止するなど、工事契約の適正化を図る観点から、下請法と類似の規制が行われていることを踏まえると、これに重ねて下請法の対象とすることは適当ではない。

## (2) 親事業者と下請事業者を画する基準

下請法の対象となる取引は日常的に行われており、事業者が下請法の適用の有無を容易に判断できるようにすることが必要であり、また、迅速に違反行為を処理することが必要な下請法の役割を考慮すると、親事業者と下請事業者を画する基準は分かりやすく、安定的であることが求められるので、他に特段の明確な基準がない限り、役務の委託取引についても、現行の下請法の規定と同様に、資本金を基準として親事業者と下請事業者を画することが適当である。

## (3) 下請法の対象範囲の拡大に伴う規定の整理

役務の委託取引を下請法の適用対象とするに当たっては、支払期日の設定など現行の下請法の規制内容について役務の委託取引の実態をも踏まえたものとすることが適当である。

## (4) 金型の製造委託

金型は、それ自体は親事業者の販売等の目的たる物品を物理的に構成するものではないが、部品等と同様に、当該物品の製造のために使用され、かつ、他の物品の製造のために使用することができない。このように当該物品との密接不可分な関連性があり、また、転用可能性もないことは、部品等と同様であるので、物品を構成する部品等の製造委託と同様に、金型の製造委託全般を下請法の対象とすることが適当である。

## 2 親事業者の禁止行為の見直し等（下請法第4条）

現行の親事業者の禁止行為に加えて、「役務の利用強制」、「金銭、役務等の経済上の利益の提供の強制」等の行為を規制対象とするよう、現行の規定を見直したり、規定を整備することが適当である。

## 3 勧告の公表（下請法第7条）

下請法第4条違反行為に対する措置として、下請法違反行為の未然防止や再発防止の実効性を高めるために、違反事業者及び違反行為の内容等を公表できるようにすることが適当である。

## 4 書面不交付等に対する罰金の上限額（下請法第10条及び第11条）

書面の交付義務及び書類の作成・保存義務違反や検査妨害・虚偽報告等に対する罰金額の上限（3万円）について、違反行為に対する抑止力を向上させるため引き上げることが適当である。

### **第3 経済環境の変化に即応した下請法の運用の在り方**

- 1 下請取引においては、下請事業者による公正取引委員会への積極的な情報提供が期待できないことから、今後とも下請法違反行為に対して厳正・迅速に対処することが必要である。また、下請法違反事件の多くは、警告として処理されているが、法運用の透明性を向上させるために勧告を積極的に行っていくことが重要である。
- 2 下請法の運用においては、下請法の制度の趣旨が取引当事者間の取引条件の設定、当該取引条件の記録保存、その履行の確保にあるとの考え方にに基づき、下請取引の実態を十分踏まえて、運用基準等の明確化を図ることが適当である。
- 3 下請法の対象を役務の委託取引に拡大する際には、役務の委託取引の実態・特質を踏まえた運用基準を策定し、運用の明確化を図ることが適当である。また、下請法第3条に基づき規則で定める発注書面の記載事項は、役務の委託取引の実態・特性を踏まえたものとする必要がある。

公正取引委員会及び中小企業庁の法律の執行体制の整備・拡充を図るとともに、親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する関係省庁が必要に応じ調査を行うなど、各省庁が調査に協力して下請法の執行を行う体制を整備していくことが適当である。

### **第4 独占禁止法による対応**

- 1 役務の成果物に係る権利等の一方的取扱い等の行為について、下請法の親事業者の禁止行為類型そのものとするのは適切ではないが、独占禁止法により引き続き対処するとともに、どのような行為が優越的地位の濫用行為に該当するのかについて明確化を図るために、役務ガイドラインの改訂の検討を行うなど、所要の措置を講じることが適当である。
- 2 下請法の対象とならない役務の委託取引において、優越的地位の濫用行為が行われる蓋然性の高い特定の分野がある場合には、必要に応じて、独占禁止法第2条第9項に基づき、不公正な取引方法として指定し告示すること（特殊指定の活用）を検討するなど、規制の実効性を確保するように所要の措置を講じることが適当である。